令和6年度
横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポート
PTA活動補償制度【ご案内】

横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポート PTA活動補償制度の目的

PTA は次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員により組織された社会教育団体です。この活動を充実発展させるためには、各種活動中に生じる事故を防止するとともに、積極的に安全教育を徹底しなければなりません。 また、予測できず未然に防ぐことができない事故に対しては、PTA 会員がお互いに助け合い、安心して活動できるような体制づくりが必要です。

そこで、横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポートは、会員相互の互助精神に基づき、PTA 活動に起因して生じた傷害・死亡等への給付及び損害賠償に関しての対策を講じることを目的とし、PTA 活動の充実と円滑な運営に寄与することとします。

■ご連絡・お問い合わせ先■

横須賀市PTA協議会 よこすかPTAサポート 事務局

〒238-0006 横須賀市日の出町3－19－16 横須賀三浦教育会館内5F

電話 046(824)1478 FAX 046(824)1480 サイト URL:http://pta-yokosuka.com/

E-mail:**yokosuka.pta.sprt@gmail.com** （よこすかPTAサポート専用）

※市Ｐ協からの返信が届かないトラブルがあるため、キャリアメール（ezweb、docomo など）ではなく、プロバイダーメールや gmail などからのご連絡をお願いします。

■保険代理店■

株式会社安田マイ保険

〒238-0012 横須賀市安浦町 2-33-12 リーデンスコート 102

電話 046-821-0551 FAX 046-821-3085

■契約保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

1 加入資格及び掛け金

【資格】

本制度の加入資格は、横須賀市PTA協議会（以下市P協）に所属する単位PTAとし、本制度の趣旨に賛同した単位PTAより申し込みを受け付けます。なお、本制度への加入は単位PTAごととします。

【掛け金】

本制度の掛け金は85円とします。 単位PTAごとの年掛け金総額＝（保護者世帯数十教職員数）×85円

2. 見舞金・保険金の給付対象者

【見舞金】 会員 （保護者・教職員）、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者

【保険金】 会員 （保護者・教職員）、児童・生徒、会員と同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている者 （例:講師、指導者など）

3. 加入手続き

単位PTAにおける本制度の加入までの手続きは次のとおりです。

① 2月に市P協よこすかPTAサポートより、単位PTAに加入申込書等の資料一式を送付いたします。

② 送付した資料をご確認の上、単位PTAごとに加入の有無を決めていただきます。

③『PTA活動補償制度 加入申込書』の用紙に必要事項をご記入の上、郵送又はFAX、Email添付にて市P協事務局にご返送ください。
FAX046-824-1480、Email **yokosuka.pta.sprt@gmail.com**

④ 下記の口座にお振り込みください。振込手数料が発生した場合はご負担ください。（窓口での振込は手数料免除）
かながわ信用金庫 本店営業部 普通 1689060 横須賀市PTA協議会 会長 石井 雄一（いしい ゆういち）
※振込の際、横須賀市立は不要です。（記帳の際に学校名が入りきらない場合があるため）

4. 見舞金・保険金の支払い対象期間

見舞金、保険金の支払い対象期間は令和6年4月1日午後4時～令和7年4月1日午後4時までの1年間です。

5. 掛け金の精算について

加入時の世帯数と満了時の世帯数に増減が生じた場合は精算をいたします。家庭数が減った場合は、差額分を返金いたします。家庭数が増えた場合は、差額分を追加でお支払いいただきます。

6. 見舞金について

単位PTAの主催・共催または市P協の主催する行事・活動に参加中（自宅と行事会場との往復途上を含みます）会員、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者が事故に遭い傷害等を被った場合に、見舞金を給付いたします。

見 舞 金 の 種 類	見舞金対象者・金額	
	会員（保護者、教職員）児童・ 講師、指導者生徒、会員と同居の親族	講師 指導者
死亡見舞金（見舞金対象者が死亡したとき）	5万円	3万円
後遺障害見舞金（見舞金対象者に後遺障害が残ったとき）	3万円	1万円
入院見舞金（見舞金対象者が入院したとき）	1万円	5千円
通院見舞金（見舞金対象者が通院したとき）	5千円	5千円
疾病見舞金（持病は該当しません）		
死亡見舞金 （見舞金対象者が疾病により死亡したとき）	5万円	3万円
後遺障害見舞金（見舞金対象者が疾病による後遺障害が残ったとき）	3万円	1万円
入院見舞金 （見舞金対象者が疾病により入院したとき）	1万円	5千円
通院見舞金 （見舞金対象者が疾病により通院したとき）	5千円	5千円

※見舞金の詳細については「市P協よこすかPTAサポート・PTA活動補償制度 手引き」の「給付規定」をご覧ください。

7. 保険金について（PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険）

日本国内で単位PTA・市P協の主催・共催行事の活動中（自宅と行事会場との往復途上を含みます）に会員、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者等、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている者が、事故（事故とは、急激かつ偶然な外来の事故のことをいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。また、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒および日射・熱射による熱中症に起因するものも含みます。）に遭いケガをされた場合に保険金が支払われます。

また日本国内でPTA主催の行事・活動中（自宅と行事会場との往復途上は含みません）において、管理・運営に不備があり、会員または第三者の身体、財物に損害を与えたことにより、PTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用が支払われます。

【PTA団体傷害保険】

補償の種類	保険金額	お支払する保険金
死亡保険金	48.5 万円	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	約 1.94 万円～48.5 万円 （後遺障害の程度による）	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
手術保険金の際の入院 （手術の際の入院の有無による）	入院中　30,600 円 入院中以外 15,300 円	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術（補償の対象にならない手術もあります。）を受けた場合、ご契約の入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術・5倍）を乗じた額をお支払します。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払します。
入院保険金 日額（180 日限度）	3,060 円	被保険者が PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師の指示による治療のため入院した場合、入院日数 1 日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて 180 日 以内の入院に限ります。
通院保険金 日額（90 日限度）	1,140 円	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため通院（往診を含みます。）した場合、通院日数 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日 以内の実際に通院した日数のうち 90 日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示によるギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。

【PTA賠償責任保険】

賠償の補償内容		保険金額	お支払する保険金
PTA活動の遂行い伴う賠償責任	対人	1名 5,000 万円限度 1事故 5 億円限度	①損害保険金:法律上、被害者に支払うべき損害賠償金（治療費・慰謝料、修理費など）をお支払いします。 ②争訟費用:万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬なとをお支払いします。 ③損害発生。拡大防止費用:損害の発生または拡大の防止に必要または有益な費用をお支払いします。 ④求償権保全費用:他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用をお支払いします。 ⑤緊急措置費用 :被害者に対して支出した応急手当、護送などの緊急措置に要した費用をお支払いします。※結果的に賠償責任がないと判明した場合でも補償の対象となります。 ⑥保険会社への協力費用 :損害保険会社の求めに応じて、損害賠償請求の解決に協力するために支出された費用をお支払いします。
	対物	1事故 1 億円限度	
保管物に係わる賠償責任		1事故 10 万円限度 保険期間中 500 万円限度 （自己負担額 5,000 円）	

《保険金の支払い事故例》

PTA主催の臨海学校に参加中、海でおぼれて死亡した。	死亡保険金　48.5 万円
PTA主催の会場に行く途中自転車で転倒し骨折。10日間通院。	通院保険金　11,400 円
PTA主催の会場に行く途中、交通事故でケガ。30日間入院後、10日間通院。	入院保険金　91,000 円 通院保険金　11,400 円
PTA主催の料理教室に参加中にやけどし、5日間通院。	通院保険金　5,700 円
PTA 主催の美術鑑賞で、引率者の管理不行き届きで、児童が美術品を破損。	損害賠償金　50,000 円

※保険金については市P協を契約者として損害保険会社にPTA団体傷害保険契約及びPTA賠償責任保険契約を締結しています。
したがって、事故が発生した場合は、保険契約に基づき、損害保険会社から保険金が支払われます。

※保険金、見舞金の詳細については『市P協よこすかPTAサポート PTA活動補償制度【手引き】』の給付規定参照。

8. 保険金の請求手続き

1. 事故が発生したら直ちに市P協よこすかPTAサポート事務局へ事故の報告をしてください。
『事故報告書』『PTA行事を証明する書類（開催案内など）』『参加者名簿』の3点を事務局までお送りください。

2. 「保険金」請求書類は以下のものです。（よこすかPTAサポート事務局から保険会社へ事故報告後、保険会社から直接事故に合わ

れた方のご自宅へ送付されます。）　※事故種類によって送付する書類は異なります。

（1）保険金請求書

（2）同意書

（3）診断書（保険金支払額が10万円以上の場合）

（4）入院通院申告書（保険金支払額が10万円未満の場合）

（5）賠償責任保険事故通知書

（6）示談書

（7）その他

9. 見舞金・保険金の支払い

1. 見舞金は、保険金の支払い後すみやかに、よこすかPTAサポートより見舞金請求書で指定された口座に振り込みます。
2. 保険金は、損害保険会社より保険金請求書で指定された口座に振り込まれます。
3. 見舞金給付の請求期間は、事故発生日から1ヵ年です。

10. 見舞金・保険金をお支払いできない主な場合

【見舞金】

(1)給付が不適当と認められたとき（傷害保険金が支払われない場合に準ずる。但し疾病見舞金、特定事故見舞金はその限りではない）

【傷害保険金】

（1） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。

（2） 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為。

（3） 被保険者が自動車、バイク（原付自転車含む）などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故。

（4） 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。

（5） 被保険者の妊娠、出産、早産、流産。

（6） 被保険者に対する外科的手術等の医療処置。（保険金をお支払いするケガの治療を除く）

（7） 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

（8） 戦争、暴動など。

（9） 放射線照射、 放射能汚染。

（10） 被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの。

（11） 被保険者が道路以外の場所での自動車、バイクなどによる競技・競争・興業中（練習中含む）に生じた事故。

（12） 被保険者がビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハングライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故。

（13） 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガなど。

【PTA賠償責任保険金】

（1） 保険契約者または被保険者の故意。

（2） 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

（3） 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。

（4） 被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任。

（5） 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任。

（6） 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任。

（7） 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊に対する損害賠償責任。

（8） 借用する保管物を返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任。

（9） PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任など。